

○公益社団法人さいたま観光国際協会役員の報酬及び費用弁償に関する規則

(制 定 平成3年3月26日 規則第4号)

改正	平成	3年	6月11日	規則第1号	平成28年	3月30日	規則第6号
	平成	4年	3月26日	規則第3号	平成28年	6月20日	規則第1号
	平成	6年	3月17日	規則第6号	平成28年	6月20日	規則第2号
	平成	7年	2月22日	規則第4号	平成29年	3月 1日	規則第3号
	平成10年	2月 9日	規則第3号	平成29年	6月20日	規則第1号	
	平成12年	2月23日	規則第4号	平成29年	6月20日	規則第2号	
	平成13年	3月 1日	規則第3号	平成30年	6月26日	規則第1号	
	平成14年	3月 7日	規則第2号	平成30年	6月26日	規則第2号	
	平成14年	12月20日	規則第3号	令和 元年	6月24日	規則第1号	
	平成15年	3月25日	規則第7号	令和 元年	6月24日	規則第2号	
	平成15年	11月26日	規則第3号	令和 2年	6月22日	規則第1号	
	平成18年	3月14日	規則第2号	令和 3年	12月 1日	規則第1号	
	平成21年	11月30日	規則第2号	令和 4年	5月31日	規則第1号	
	平成22年	5月17日	規則第1号	令和 5年	1月 6日	規則第2号	
	平成22年	11月30日	規則第5号	令和 6年	1月16日	規則第3号	
	平成23年	12月 1日	規則第1号	令和 6年	3月19日	規則第4号	
	平成24年	3月 1日	規則第3号	令和 7年	1月20日	規則第4号	
	平成25年	7月 1日	規則第3号	令和 7年	3月24日	規則第10号	
	平成25年	10月 1日	規則第5号				
	平成27年	3月20日	規則第1号				
	平成27年	6月23日	規則第1号				
	平成28年	3月18日	規則第2号				

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人さいたま観光国際協会（以下「この法人」という。）定款第28条の規定に基づき、役員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条、第105条（第197条において準用する第89条、同第105条）及び第196条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める給与、賞与、通勤手当及び日当その他の職務行為の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

第2章 役員報酬

(支給対象)

第3条 理事及び監事に対する報酬は無償とする。ただし、定款第28条第1項に規定する常勤の理事に対しては支給するものとする。

(支給金額)

第4条 前条で定める者に対する報酬金額は、別表に定めた金額を超えない範囲で、総会で決定する。

(支給方法)

第5条 新任の常勤の理事になった者には、就任日から報酬を支給する。

2 常勤の役員がその職を離れたときは、その日まで（死亡したときは、その月まで）報酬を支給する。

3 前2項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基盤として、日割りによつて計算する。

4 常勤の理事の報酬の支給期日は、公益社団法人さいたま観光国際協会給与規則の適用を受ける職員の例による。

(賞 与)

第6条 常勤の役員で6月1日及び12月1日（これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに賞与を支給する。基準日前一箇月以内に任期が満了し、退職し、又は死亡した者についても同様とする。

2 賞与の額は、賞与基礎額に、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の賞与基礎額は、それぞれの基準日現在（第1項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）常勤の役員が受けるべき給料の月額に100分の20を超えない範囲を乗じて得た額を加算した額とする。

4 賞与の支給方法については、前条第4項を準用する。

（通勤手当）

第7条 常勤の役員に通勤手当を支給することができる。

2 通勤手当の額及び支給方法は、協会給与規則（平成3年規則第7号）の例による。

（慰労金）

第8条 常勤の役員が退任した場合、慰労金を支給することができる。

2 慰労金の額は、常勤の役員が受けるべき退任時の給料月額に勤続月数を24で除したものを乗じて得た額とする。

3 前項の勤続月数の計算は、常勤の役員となった日の属する月から退任した日の属する月までの月数とする。

第3章 費用弁償

（費用弁償）

第9条 この法人は、理事及び監事はその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを支払うものとする。なお、理事及び監事における出張に係る旅費等の費用の支払いについては公益社団法人さいたま観光国際協会職員の旅費に関する規則の例による。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規則は、平成3年3月26日から施行する。

附 則（平成3年6月11日規則第1号）

この規則は、平成3年7月1日から施行する。

附 則（平成4年3月26日規則第3号）

この規則は、平成3年12月1日から施行する。

附 則（平成6年3月17日規則第6号）

この規則は、平成6年3月1日から施行する。

附 則（平成7年2月22日規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、平成7年2月22日から施行する。

（賞与の額の特例）

2 平成6年12月に賞与を支給された常勤の役員に係る平成7年3月に改正後の社団法人大宮観光協会役員の給与及び費用弁償に関する規則第6条の規定に基づいて支給される賞

与の額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定して得られる同月に支給されることとなる賞与の額（以下この項において「賞与額」という。）から、同条の規定による平成6年12月1日現在におけるその者の賞与基礎額に100分の10を乗じて得た額に、平成6年12月1日を基準日とした同日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて同項の表に定める割合を乗じて得た額（その額が賞与額を超える場合にあっては、賞与額）を差し引いた額とする。

（委任）

3 前項に定めるもののほか、この規則施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則（平成10年2月9日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成12年2月23日規則第4号）

1 この規則は、平成12年2月23日から施行する。

2 平成12年3月に支給される賞与の額は、第6条第2項の規定にかかわらず、賞与基礎額に100分の25を乗じて得た額に、平成12年3月1日を基準とした同日以前3箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、同項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

附 則（平成13年3月1日規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成13年3月1日から施行する。

（賞与の額の特例）

2 平成13年3月に支給される賞与の額は、第6条第2項の規定にかかわらず、賞与基礎額に100分の35を乗じて得た額に、平成13年3月1日を基準とした同日以前3箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、同項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

附 則（平成13年3月21日規則第4号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月7日規則第2号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月20日規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

（平成15年6月に支給する賞与に関する経過措置）

2 平成15年6月に支給する賞与に関する改正後の社団法人さいたま観光コンベンションビューロー役員の報酬及び費用弁償に関する規則第6条第2項の規定の適用については、

同項各号列記以外の部分中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

附 則（平成15年3月25日規則第7号）

（施行期日）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

（派遣職員の給与）

2 平成15年4月1日以降に公益法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第303号）により派遣される職員の給料、賞与、手当、休暇等に関する規定は、第3条、第4条及び第6条の規定にかかわらず、会長が別に定める。

附 則（平成15年11月26日規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成15年12月1日から施行する。

（賞与の特例）

2 平成15年12月に支給される賞与の額は、第6条第2項の規定にかかわらず、賞与基礎額に100分の110を乗じて得た額に、平成15年12月1日を基準とした同日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、同項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

附 則（平成18年3月14日規則第2号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月30日規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する賞与に関する特例措置）

2 この規則の施行の日に在職する役員に係る平成21年12月に支給する賞与の額は、改正後の役員の報酬及び費用弁償に関する規則にかかわらず、この規則により算定される賞与の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、賞与は支給しない。

(1) 平成21年4月1日において受けるべき給料に100分の0.21を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

(2) 平成21年6月に支給された賞与の額の合計額に100分の0.21を乗じて得た額

附 則（平成２２年５月１７日規則第１号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成２２年６月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成２３年１２月１日から施行する。

（平成２３年１２月に支給する賞与に関する特例措置）

- 2 この規則の施行の日に在職する役員に係る平成２３年１２月に支給する賞与の額は、改正後の役員の報酬及び費用弁償に関する規則にかかわらず、この規則により算定される賞与の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、賞与は支給しない。

（１）平成２３年４月１日において受けるべき給料に１００分の０．４を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

（２）平成２３年６月に支給された賞与の額の合計額に１００分の０．４を乗じて得た額

附 則（平成２４年３月１日規則第３号）

（施行期日等）

- 1 この規則は平成２４年３月１日から施行する。

附 則（平成２５年７月１日規則第３号）

（施行期日等）

- 1 この規則は平成２５年７月１日から施行する。

（給与の特例）

- 2 この規則の施行の日から平成２６年３月３１日までの間においては、第４条の別表による給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該役員に適用される次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

号	給料月額	割合
1	３６７，１００	１００分の９．７
2	２７７，１００	１００分の７．７

附 則

- 1 この規程は、公益社団法人さいたま観光国際協会の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成２５年１０月１日規則第５号）

（施行期日等）

- 1 この規則は平成２５年１０月１日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 20 日規則第 1 号）

（施行期日等）

- 1 この規則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
（給与の内払）
- 2 改正後の役員の報酬及び費用弁償に関する規則を適用する場合においては、改正前の役員の報酬及び費用弁償に関する規則に基づいて支給された報酬は改正後の役員の報酬及び費用弁償に関する規則による報酬の内払とみなす。

附 則（平成 27 年 6 月 23 日規則第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
（給与の内払）
- 2 改正後の役員の報酬及び費用弁償に関する規則を適用する場合においては、改正前の役員の報酬及び費用弁償に関する規則に基づいて支給された報酬は改正後の役員の報酬及び費用弁償に関する規則による報酬の内払とみなす。

附 則（平成 28 年 6 月 20 日規則第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
（給与の内払）
- 2 改正後の役員の報酬及び費用弁償に関する規則を適用する場合においては、改正前の役員の報酬及び費用弁償に関する規則に基づいて支給された報酬は改正後の役員の報酬及び費用弁償に関する規則による報酬の内払とみなす。

附 則（平成 28 年 6 月 20 日規則第 2 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 6 月 20 日規則第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
（給与の内払）
- 2 改正後の役員の報酬及び費用弁償に関する規則を適用する場合においては、改正前の役員の報酬及び費用弁償に関する規則に基づいて支給された報酬は改正後の役員の報酬及び費用弁償に関する規則による報酬の内払とみなす。

附 則（平成 29 年 6 月 20 日規則第 2 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 29 年 6 月 20 日から施行する。

附 則（平成 30 年 6 月 26 日規則第 1 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 改正後の役員の報酬及び費用弁償に関する規則を適用する場合においては、改正前の役員の報酬及び費用弁償に関する規則に基づいて支給された報酬は改正後の役員の報酬及び費用弁償に関する規則による報酬の内払とみなす。

附 則 (平成30年6月26日規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 改正後の役員の報酬及び費用弁償に関する規則を適用する場合においては、改正前の役員の報酬及び費用弁償に関する規則に基づいて支給された報酬は改正後の役員の報酬及び費用弁償に関する規則による報酬の内払とみなす。

附 則 (令和元年6月24日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 改正後の役員の報酬及び費用弁償に関する規則を適用する場合においては、改正前の役員の報酬及び費用弁償に関する規則に基づいて支給された報酬は改正後の役員の報酬及び費用弁償に関する規則による報酬の内払とみなす。

附 則 (令和元年6月24日規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 改正後の役員の報酬及び費用弁償に関する規則を適用する場合においては、改正前の役員の報酬及び費用弁償に関する規則に基づいて支給された報酬は改正後の役員の報酬及び費用弁償に関する規則による報酬の内払とみなす。

附 則 (令和2年6月22日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月1日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年12月1日から施行する。

附 則 (令和4年5月31日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和5年1月6日規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年1月7日から施行する。

附 則（令和6年1月16日規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年12月1日から施行する。

（給与の内払）

- 2 改正後の役員の報酬及び費用弁償に関する規則を適用する場合においては、改正前の役員の報酬及び費用弁償に関する規則に基づいて支給された報酬は改正後の役員の報酬及び費用弁償に関する規則による報酬の内払とみなす。

附 則（令和6年3月19日規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年1月20日規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年12月1日から施行する。

（給与の内払）

- 2 改正後の役員の報酬及び費用弁償に関する規則を適用する場合においては、改正前の役員の報酬及び費用弁償に関する規則に基づいて支給された報酬は改正後の役員の報酬及び費用弁償に関する規則による報酬の内払とみなす。

附 則（令和7年3月24日規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

号	報酬月額
1	463,700円